

福島県東日本大震災農業生産対策交付金事務取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、東日本大震災農業生産対策交付金の実施について、次に定めるもののほか細部の事務取扱について定めるものとする。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）
- 福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。）
- 福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について（昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達）
- 東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱（平成23年5月2日付け23生産第722号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）
- 東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）
- 東日本大震災農業生産対策交付金実施要領（平成23年5月2日付け23生産第721号生産局長通知。以下「国実施要領」という。）
- 福島県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱（平成23年11月21日付け23生流第2332号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）
- 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号及び30政統第2193号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「国事務取扱」という。）

(事業実施計画の提出)

第2 事業実施主体の長は、国実施要綱第3及び国実施要領第2で規定する事業実施計画（別記様式1号～15号、国実施要領別添様式第1号（リース方式による農業機械等の導入事業用））を国実施要領第2の規定に基づき市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、事業実施計画承認申請書（第1号様式）を作成し、福島県農林事務所長（以下「所長」という。）を経由し福島県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、以下の場合は、事業実施計画承認申請書（第1号様式）と併せて指定様式を提出するものとする。

(1) 国実施要領の採択要件に、「国実施要綱別表の採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事

業実施主体として認めることができる」と規定されている事業において、受益農家及び事業参加者が3戸以上5戸未満の場合は、福島県知事特認団体協議書（第1号様式別紙）を提出するものとする。

(2) 国実施要領の採択要件に、「事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、3戸未満でも事業実施主体として認めることができる」と規定されている事業において、要件を満たす受益農家及び事業参加者が3戸未満の団体は、事業実施主体要件適合確約書（国実施要領別記様式1号）を提出するものとする。

(3) 国実施要綱別表の事業実施主体の欄に定める「都県知事が地方農政局と協議して認める団体（特認団体）」の場合は、特認団体協議書（国実施要領別紙様式4号）を提出するものとする。

(4) 国実施要領別記の第1の14に該当する事業において、推進事業でのパイプハウスの設置等や整備事業の場合は、国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書（参考様式1）、推進事業での農業用機械等のリースの場合は、動産総合保険等の保険への加入に関する誓約書（参考様式2）を提出するものとする。

3 知事は、審査の結果適当と認められるときは、所長を経由し市町村長に対し、承認を行うものとする（第2号様式、国実施要領別添様式第2号（リース方式による農業機械等の導入事業用））。

4 福島県農林事務所の域を越える広域的な交付事業者等（以下「直接交付事業者」という。）の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出し、承認を受けるものとする。

（交付金の割当内示）

第3 国から交付金の割当内示を受けた農林水産部長（以下「部長」という。）は、予算の範囲内で所長に対し、交付金の割当内示を行うものとする（第3号様式の1）。

2 所長は、配分された交付金枠の範囲内で、市町村長に対し、交付金額を割当内示するものとする（第3号様式の2）。

3 部長は、直接交付事業者に対しては、1の規定にかかわらず、直接交付金額の割当内示をすることが出来るものとする（第3号様式の2）。

（交付金交付申請書の提出）

第4 市町村長は、第3の2の規定による交付金額の割当内示があったときは、別に指示された日までに交付要綱第3条第1項による交付金交付申請書を所長に提出するものとする。

2 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（交付金の交付の決定）

第5 知事又は所長は、交付対象事業にかかる交付金の交付を決定したときは、市町村又は直接交付事業者（以下「交付事業者等」という。）の長に対し交付決定通知書（第4号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。

- 2 所長は、交付金の交付を決定したときは、交付金交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

(事業の対象)

第6 以下の全てを満たすものを事業対象とする。

- 1 国実施要綱別表、国実施要領第1の2(1)の規定に基づくもの及び国実施要領別記記載の各メニューの採択要件を満たすもの。
- 2 第2の2により事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に着手・着工したものの。

ただし、交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。

(事業の施行)

第7 事業は直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

- 2 請負施行及び代行施行によって事業を実施する場合は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合にあつては、その理由、選定方法を明確にした上で、指名競争入札に付するものとする。
- 3 事業の性質等により、上記による施行方法によることが難しい場合には、その理由を明確にしたうえで他の方法(見積合わせ等)によることができるが、事業費の低減を図るものとする。

(談合等不正行為の防止)

第8 事業実施主体(受託代行者を含む。3から5までにおいて同じ。)は、「工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知)第45条の2(A)を例として、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があつた場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

- 2 交付対象事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、所長は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」(平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月28日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に準じて、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書(国事務

取扱要領別記様式第1号参考様式)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

- 4 事業実施主体は、交付対象事業に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度(複数年の場合には初年度)の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札に参加させないことができる。
- 5 事業実施主体は、役職員による秘密情報(役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。)の漏えい防止措置(以下「秘密情報漏えい防止措置」という。)を講ずるものとする。
また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。
- 6 事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

(入札結果報告・着工届)

- 第9** 事業実施主体の長は、事業にかかる契約をしたときは、市町村長にすみやかにその結果を入札結果報告・着工届(交付要綱第3号様式)により報告するものとする。
- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、所長に提出するものとする。
 - 3 所長は、2の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。
 - 4 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(変更届)

- 第10** 事業実施主体の長は、交付要綱別表に規定する重要な変更をする場合には、第2の規定に準じて行うものとするが、交付要綱第4条第1項に規定する軽微な変更を行う場合には、市町村長にすみやかに文書により届け出るものとする。
- 2 1の規定による文書の提出を受けた市町村長は、重要な変更をする場合は第2の規定に準じて行い、軽微な変更をする場合は変更届(第5号様式)を所長に提出するものとする。
 - 3 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(国庫交付金最終見込額の確定)

- 第11** 事業実施主体の長は、1月10日までに国庫交付金最終見込額を確定し(やむを得ない理由により金額が変更になる場合を除く)、市町村長に対して最終見込額届(8号様式)を報告するものとする。
- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、内容を確認し、1月20日までに1の最終見込額届を所長に提出するものとする。

- 3 所長は、2の規定による提出を受けたときは、1月末までに写しを部長に提出するものとする。
- 4 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(完了報告書)

第12 事業実施主体の長は、工事を伴う（機械等の発注を含む。）交付対象事業が完了したときは、しゅん功検査を行い市町村長にすみやかにしゅん功届（第6号様式）を提出するものとする。

- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、交付対象事業が適正に行われたことを確認し、すみやかに1のしゅん功届及び交付要綱第9条第2項による完了報告書を所長に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第13 事業実施主体の長は、交付事業が完了したときは、市町村長が定める交付金交付要綱等に基づき交付金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して市町村長に提出するものとする。

- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告書を審査し、すべての交付対象事業が適正に完了したことを確認して交付要綱第10条による交付金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。
- 3 工事を伴う交付事業にあって、1の規定でいう必要な書類とは、出来高設計書、図面、工事写真等とする。
- 4 所長は、2の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。
- 5 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(事業実施状況報告書、評価報告書及び改善計画)

第14 事業実施主体の長は、事業完了の翌年度から目標年度まで、国実施要綱第6の1及び国実施要領第4の規定に基づき、事業実施状況報告書及び評価報告書（別記様式16号～18号）を作成するものとする。あわせて、国実施要綱第7の1及び国実施要領第5に準じ、目標年度の成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を同様式により、7月末までに市町村長に提出するものとする。

- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告書の内容を検討し、8月20日までに事業実施状況報告及び評価報告（第7号様式）を作成し、所長に提出するものとする。あわせて、以下のとおり対応するものとする。
 - (1) 目標年度の前年度までの間、目標達成率が著しく低いなど目標年度における成果目標の達成が困難と思われる場合は、事業実施主体に対して技術的・経営的な指導を行う等、適切な措置を講じるものとする。
 - (2) 目標年度において成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対して技術的・経営的な指導を行う等の必要な改善措置を指導するとともに、

目標年度の翌年度から当該成果目標が達成されるまでの間、1の規定に準じ改善状況の報告をさせ、8月20日までに事業実施状況報告及び評価報告(第7号様式)を作成し、所長に提出するものとする。

- 3 所長は、2の規定による提出を受けたときは、9月10日までに写しを部長に提出するものとする。
- 4 直接交付事業者の長は、1及び2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。
- 5 整備事業において以下に該当する場合は、国実施要領別記第3整備事業Iの2の(1)のキの規定に基づき、事業実施主体は改善計画(国実施要領別記様式2号)を作成し、市町村長に提出するものとする。なお、提出方法時期及び提出先については、1～4の規定に準ずる。
 - (1) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうち、いずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合
 - (2) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間以上継続している場合
- 6 改善計画を作成した事業については、改善計画の達成が見込まれるまでの間、事業実施主体は改善状況の報告をし、市町村長及び所長が協力し、事業実施主体に対して強力に指導するものとする。なお、直接交付事業者に対しては部長が指導を行うものとする。

(成果確認検査)

第15 知事又は所長は、交付金実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」(平成6年4月1日付け6農第36号農林水産部長通知)に基づいて行うものとする。

(交付金の額の確定)

第16 知事又は所長は、前項の成果確認検査により、交付金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定するものとする。交付金等の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」(昭和50年1月27日付け50農林第14号農地林務部長通知)又は「補助金等の額の確定について」(昭和51年8月20日付け51農政号外農政部長通知)に基づいて行うものとする。

(財産の処分等)

第17 事業実施主体の長は、交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等適正化法に基づき処分等をしようとする場合には、国事務取扱による各申請書を市町村長に提出するものとする。

- 2 前項の承認申請書の提出を受けた市町村長は、これを所長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

- 4 この場合の各様式は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ」を「東日本大震災農業生産対策交付金」と読み替えるものとする。

(事務処理の特例)

第18 平成29年度の事業において、年度を超えて県費を交付する必要がある場合は、交付要綱第5条に基づき変更承認申請を行うこととし、変更承認申請及び実績報告時に、第1号様式・別添1総括表の備考欄に「平成29年度事業の負担区分の変更」と記載するものとする。

なお、この規定は、平成30年度限りの扱いとする。

(対策名等の表示)

第19 本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度分の交付金から適用する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成25年6月19日から施行し、平成25年度分の交付金から適用する。
- 2 平成24年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成25年10月24日から施行し、平成25年度分の交付金から適用する。
- 2 平成24年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成26年6月23日から施行し、平成26年度分の交付金から適用する。
- 2 平成25年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。ただし、東京電力株式会社からの賠償金支払いに係る事項については、この限りではない。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成27年9月25日から施行し、平成27年度分の交付金から適用する。
- 2 平成26年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年度分の交付金から適用する。
- 2 平成27年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成29年5月31日から施行し、平成29年度分の交付金から適用する。
- 2 平成28年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成30年5月22日から施行し、平成30年度分の交付金から適用する。
- 2 平成29年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、令和元年6月4日から施行し、平成31年度分の交付金から適用する。
- 2 平成30年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、令和2年5月18日から施行する。